

令和 9 年度介護報酬改定に関する意見交換会・実施要領

1. 趣旨

従来、介護報酬改定に向けた検討の一環として「団体ヒアリング」を実施してきたところである。今般、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）の施行により、令和 9 年度から制度改正が行われることも踏まえ、「団体ヒアリング」を発展的に見直し、「令和 9 年度介護報酬改定に関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を実施する。

2. 内容

令和 9 年度介護報酬改定に向けた意見交換

3. 意見交換会の実施方法

- ・ 各団体は事務局から事前照会を行った結果を踏まえ、分科会長と協議した上で、各テーマの意見交換会に参加する。
※テーマ④のみ事務局において選定した中山間地域・人口減少地域関係の自治体および事業者等が参加する。
- ・ 意見陳述は書面による提出のみとすることも可とし、書面提出のみの団体については、提出資料を当日の配付資料に含め、事務局から紹介する。
- ・ 事前に各団体から提出された意見陳述書を資料として配布し、団体は提出資料に沿って意見陳述を行う。
- ・ 当日は割り当てられた団体の意見陳述がひととおり終了した後、令和 9 年度介護報酬改定に向けた意見交換を行う。

〈テーマ〉

- ①介護系居宅サービス等（訪問介護、通所介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護など（②、③に記載のあるものを除く。））
- ②居住系・施設系サービス等（介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、登録施設介護支援。予防を含む。）
- ③医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設、介護医療院、居宅療養管理指導。予防を含む。）
- ④中山間・人口減少地域関係

・ 第 265 回社会保障審議会介護給付費分科会

テーマ：介護系居宅サービス等
全国ホームヘルパー協議会、日本ホームヘルパー協会
全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
地域共生ケア全国ネットワーク
全国介護事業者連盟
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
日本認知症本人ワーキンググループ
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
日本ケアテック協会
日本福祉用具供給協会
日本福祉用具・生活支援用具協会
高齢者住まい事業者団体連合会（全国有料老人ホーム協会、全国介護付きホーム協会、高齢者住宅協会）
団体との意見交換

・ 第 266 回社会保障審議会介護給付費分科会

テーマ：居住系・施設サービス等
高齢者住まい事業者団体連合会（全国有料老人ホーム協会、全国介護付きホーム協会、高齢者住宅協会）
全国軽費老人ホーム協議会
全国個室ユニット型施設推進協議会
介護人材政策研究会
全国社会福祉法人経営者協議会
日本ケアテック協会
日本医療法人協会
日本精神科病院協会
リハビリテーション専門職団体協議会 （日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会）
日本認知症グループホーム協会
全国介護事業者連盟
日本認知症本人ワーキンググループ
団体との意見交換

・ 第 267 回社会保障審議会介護給付費分科会

テーマ：医療系サービス
日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会
全国リハビリテーション医療関連団体協議会 （日本リハビリテーション医学会、日本リハビリテーション病院・施設協会、日本訪問リハビリテーション協会、全国デイ・ケア協会）
全日本病院協会
日本栄養士会
日本医療法人協会
リハビリテーション専門職団体協議会 （日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会）
団体との意見交換
テーマ：中山間・人口減少地域関係
自治体・事業者等（島根県川本町）
自治体・事業者等（長崎県西海市）
自治体・事業者等との意見交換